

令和2年度

宮崎県薬事審議会

日 時 令和3年3月26日（金）

午後2時から3時まで

場 所 宮崎県防災庁舎5階 53号室

宮崎県福祉保健部医療薬務課薬務対策室

会 次 第

1 開 会

2 あいさつ（福祉保健部次長）

3 委員紹介

4 会長選出

5 議題等

（１）医薬品医療機器等法の一部改正への対応について

（２）医薬品製造業者等に対する監視体制について（報告）

6 閉 会

薬事審議会出席者名簿

| 番号 | 区分 | 所属等 | 氏名 | 出欠 |
|----|------|------------------------|--------|----|
| 1 | 一号委員 | 宮崎大学医学部機能制御学講座薬理学分野教授 | 武谷 立 | 出 |
| 2 | | 公益社団法人宮崎県医師会副会長 | 山村 善教 | 欠 |
| 3 | | 九州保健福祉大学薬学部薬学科准教授 | 鳥取部 直子 | 出 |
| 4 | | 南九州大学健康栄養学部管理栄養学科教授 | 小川 恒夫 | 欠 |
| 5 | | 宮崎県地域婦人連絡協議会幹事 | 山口 和代 | 出 |
| 6 | 二号委員 | 一般社団法人宮崎県薬剤師会長 | 小山 明俊 | 出 |
| 7 | | 宮崎県医薬品卸業協会会長 | 小川 慶二 | 出 |
| 8 | | 公益社団法人宮崎県医薬品登録販売者協会副会長 | 小川 節子 | 欠 |
| 9 | | 宮崎県医薬品配置協議会長 | 経澤 照子 | 出 |
| 10 | | 宮崎県病院薬剤師会長 | 岩切 智美 | 出 |
| 11 | | 宮崎県製薬協会会長 | 石井 尚之 | 欠 |
| 12 | | 公益社団法人宮崎県看護協会会長 | 中武 郁子 | 出 |
| 13 | 三号委員 | 宮崎市健康管理部医監 | 副島 京子 | 出 |

宮崎県薬事審議会 座席表

令和3年3月26日(金)

場所：防災庁舎5階 53号室

和田次長 会長

○ マク ○

○
○
○

記者席

椅子のみ

傍聴席

鳥取部委員

○
○

小山委員

経澤委員

中武委員

○
○

○
○

武谷委員

山口委員

○
○

小川委員

岩切委員

○

副島委員

事務局

林室長(幹事) 徳地課長補佐(司会)

事務局

林田副主幹 壹岐

受付

出入口

出入口

宮崎県薬事審議会条例

昭和37年 8 月 1 日 条例第18号

改正

平成17年 3 月 29日 条例第16号

平成26年10月 8 日 条例第55号

宮崎県薬事審議会条例をここに公布する。

宮崎県薬事審議会条例

(設置)

第1条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第3条の規定に基づき、宮崎県薬事審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 薬事衛生思想の普及向上に関すること。
- (2) 医薬品等の生産及び流通に関すること。
- (3) 医薬品等の取扱いの適正に関すること。
- (4) 毒物劇物による危害の防止に関すること。
- (5) その他薬事の振興に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命又は委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 5人以内
- (2) 薬事業務に従事する者 7人以内
- (3) 関係行政機関の職員 3人以内

(委員の任期)

第4条 前条第2項第1号及び第2号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第7条 審議会に幹事若干人を置き、県の職員のうちから知事が任命する。

2 幹事は、会長の命を受け審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月29日条例第16号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成26年10月8日条例第55号）

この条例は、平成26年11月25日から施行する。

宮崎県薬事審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規定は、宮崎県薬事審議会条例（昭和37年宮崎県条例第18号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき薬事審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の招集等)

第2条 会長は、審議会を招集しようとするときは、あらかじめ日時、場所、審議事項その他必要な事項を委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合においてはこの限りでない。

2 委員が審議会に欠席しようとするときはあらかじめ、その旨を会長に届け出なければならない。

(書面による審議)

第3条 会長は、やむを得ない理由により会議を開く暇がないとき又は書面による審議をもって足りると認めるときは、議案の概要を記載した書類を委員に回付してその意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって審議会の議決にかえることができる。

(議事録の作成)

第4条 会長は、会議の概要を記録し、かつ、会長及び幹事がこれに署名押印しなければならない。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、福祉保健部医療薬務課において行う。

2 庶務を行わせるため書記若干名を置き、県職員のうちから、会長が委嘱する。

附 則

この規程は、昭和37年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。